

公益社団法人鶴見法人会

Hot Line

2015

11

November



No.535

SCHEDULE 主要行事予定 平成 27 年 11 月～平成 28 年 1 月

11 月

1 日(日) **一般可**
 ●第 10 回トレジャーハンティング in つるみ
 【場 所】サルビアホール・東部総合職業技術校
 【時 間】11:00～17:00

2 日(月) **一般不可**
 ●青年部会正副部会長会議
 【場 所】法人会会議室

4 日(水) **一般不可**
 ●事業委員会
 【場 所】法人会会議室
 【時 間】19:00～

9 日(月) **一般不可**
 ●青年部会役員会
 【場 所】法人会会議室
 【時 間】19:00～

11 日(水) **一般不可**
 ●税を考える週間行事【街頭広報】
 【場 所】JR 鶴見駅東口・西口

11 日(水) **一般可**
 ●第 19 回ほうじん劇場
 【場 所】サルビアホール
 【時 間】受付 17:00 開演 17:50

12 日(木) **一般可**
 ●平成 27 年度第 33 回源泉所得税研修会 第四講
 【場 所】法人会会議室
 【時 間】15:00～17:00
 【テーマ】「給与所得者の年末調整事務」

13 日(金) **一般不可**
 ●納税表彰式
 【場 所】キリンレセプションホール
 【時 間】15:20～

16 日(月) **一般不可**
 ●理事会
 【場 所】法人会会議室
 【時 間】15:00～

17 日(火) **一般不可**
 ●鶴見西支部研修懇談会
 【場 所】木曾路鶴見寺尾店
 【時 間】18:00～
 【講 師】磯山 義文税理士
 (東京地方税理士会鶴見支部)

19 日(木) **一般可**
 ●第 48 回チャリティーグリーン研修会
 【場 所】ザ・カントリークラブ・ジャパン
 【時 間】集合 8:00 スタート 8:56～

20 日(金) **一般不可**
 ●第 29 回全国青年の集い茨城大会
 【場 所】茨城県民文化センター・水戸プラザホテル

20 日(金) **一般不可**
 ●オープン経営セミナー
 【場 所】横浜ベイシエラトン
 【時 間】15:30～

24 日(火) **一般可**
 ●平成 27 年度第 33 回源泉所得税研修会第五講
 (閉講式)
 【場 所】法人会会議室
 【時 間】15:00～17:00
 【テーマ】「非居住者の源泉所得税」

25 日(水) **一般可**
 ●女性部会チャリティバザー
 【場 所】鶴見区役所前広場
 【時 間】10:00～

26 日(木) **一般可**
 ●新設法人説明会
 【場 所】法人会会議室
 【時 間】13:30～

27 日(金) **一般可**
 ●決算法人説明会
 【場 所】法人会会議室
 【時 間】13:30～

29 日(日) **一般可**
 ●鶴見旭支部バス研修会
 【場 所】千葉方面
 【時 間】7:45～

12 月

2 日(水) **一般不可**
 ●市場支部幹事会
 【場 所】法人会会議室
 【時 間】18:00～

3 日(木) **一般不可**
 ●鶴見東支部幹事会
 【場 所】与祿館
 【時 間】18:00～

4 日(金) **一般不可**
 ●鶴見中央支部年末会員懇談会
 【場 所】中村屋
 【時 間】18:00～

5 日(土) **一般可**
 ●婚活イベント「TsuruCon2015」
 【場 所】ベストウエスタン横浜
 「ダイニングカフェ アレッタ」
 【時 間】受付 17:30～ 開会 18:00～

8 日(火) **一般不可**
 ●潮田支部幹事会
 【場 所】寿楽
 【時 間】18:30～

8 日(火) **一般不可**
 ●青年部会正副部会長会議
 【場 所】法人会会議室
 【時 間】19:00～

10 日(木) **一般不可**
 ●6ブロック・正副部会長合同会議
 【場 所】法人会会議室
 【時 間】18:30～

11 日(金) **一般不可**
 ●青年部会 12 月例会「望年会」
 【場 所】釣船茶屋ざうお横浜綱島店
 【時 間】19:00～

14 日(月) **一般不可**
 ●青年部会役員会
 【場 所】法人会会議室
 【時 間】18:00～

15 日(火) **一般不可**
 ●税制委員会
 【場 所】法人会会議室
 【時 間】19:00～

18 日(金) **一般可**
 ●決算法人説明会
 【場 所】法人会会議室
 【時 間】13:30～

1 月

12 日(火) **一般可**
 ●平成 27 年度税法研修会第一講・開講式
 【場 所】法人会会議室
 【時 間】13:30～

19 日(火) **一般可**
 ●平成 27 年度税法研修会第二講
 【場 所】法人会会議室
 【時 間】13:30～

21 日(木) **一般可**
 ●新設法人説明会
 【場 所】法人会会議室
 【時 間】13:30～

22 日(金) **一般可**
 ●決算法人説明会
 【場 所】法人会会議室
 【時 間】13:30～

26 日(火) **一般可**
 ●平成 27 年度税法研修会第三講
 【場 所】法人会会議室
 【時 間】13:30～

27 日(水) **一般不可**
 ●平成 27 年新年賀詞交歓会
 【場 所】崎陽軒本店
 【時 間】18:00～

Profile

法人名 (有)三森興産
 役職名 代表取締役社長
 氏 名 三森 東亜 氏
 続 柄 孫
 氏 名 菅原 楓花さん(11歳)
 菅原 勇人さん(9歳)
 菅原 愛花さん(4歳)
 趣 味 楓花さん(テニス)
 勇人さん(サッカー)
 愛花さん(ネイル)
 支 部 駒岡

撮影場所：駒岡二ツ池公園



INDEX

第32回法人会全国大会(徳島大会)	1
理事会報告／事業レポート	2～4
相続税無料相談のご案内	5
署からのお知らせ／税務無料相談	6～7
「第10回・トレジャーハンティングinつるみ」の話	8
新入会員紹介／チャリティーバザー／新春講演会	9

募集中!

※会員ご家族の思い出に、表紙のモデルさん募集中! お問い合わせは、事務局 045-521-2531 まで

第32回法人会 全国大会（徳島大会）

10月8日（木）

全法連主催の法人会全国大会が徳島市の「徳島県立産業観光交流センター（アスティとくしま）」にて開催され、当会から相川副会長他6名が参加した。

この大会は「法人会の税制改正に関する提言」の内容を発表する場であり、第一部記念講演では、株式会社いろうり代表取締役社長横石知二氏、特定非営利活動法人グリーンパレー理事長大南信也氏による「地方創生の独創的ビジネスモデル」のパネルディスカッション、第二部記念式典では、全法連池田会長の主催者あいさつ、中原国税庁長官、飯泉徳島県知事、原徳島市長祝辞に続き、全法連柳田副会長による「平成28年度税制改正に関する提言事項」の説明並びに利根副会長より「大会宣言」の朗読がおこなわれ終了した。

平成28年度税制改正に関する提言

【基本的な課題】

I 税・財政改革のあり方

1 財政健全化に向けて

- 財政健全化は歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出は聖域を設けず具体的削減の方策と工程表を明示し着実に実行すべきである。
- 消費税10%への引き上げに当たっては、経済への負担を和らげる財政措置も必要であるが、それが財政健全化の阻害要因とならないよう十分注意すべきである。
- 国債の信託が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長をも左右すると考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

2 社会保障制度に対する基本的考え方

- 年金については「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率80%以上を早期達成する。
- 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、給付のあり方を見直す。
- 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- 少子化対策では、現金給付より保育所の整備など現物給付に重点を置いた方が効果的である。
- 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3 行政改革の徹底

- 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制
- 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4 消費税引き上げに伴う対応措置

- 軽減税率は事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの視点から問題が多く、当面（税率10%程度までは）は単一税率が望ましい。また、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものと考えるので、導入の必要はない。
- 低所得者対策は現行の「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当である。
- 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
- 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

5 マイナンバー制度について

・マイナンバーによる国民の利便性を高めるためにも、e-Taxやe-LTaxを利用した場合の申告手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化を図るべきである。同時に、システム構築面などでの行政側のコスト意識の徹底も求めている。

6 今後の税制改革のあり方

II 経済活性化と中小企業対策

1 法人実効税率20%台の早期実現

- 我が国の立地条件や国際競争力強化の観点から、早期に欧州、アジア主要国並みの20%台の法人実効税率を実現する。
- 代替財源として課税ベースを拡大するに当たっては、中小企業に十分配慮すべきである。

2 中小企業の活性化に資する税制措置

- 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。なお、昭和56年以来、800万以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
- 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下の通り制度を拡充するとともに本則化すべきである。なお、少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例措置の適用期限が平成28年3月末までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限の延長する。
 - 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
 - 少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例については、損金算入額の上限（300万円）を撤廃する。

3 事業承継税制の拡充

- 相続税、贈与税の納税猶予制度についての要件緩和と充実
 - 株式総数上限（3分の2）の撤廃と相続税の納税猶予割合（80%）を100%に引き上げ
 - 死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。
 - 対象会社規模を拡大する
- 親族外への事業承継に対する措置の充実
- 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

III 地方のあり方

- 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。
- 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- 地方においても、それぞれ行財政改革を行うために、民間のチェック機能を活かした「事業仕分け」のような手法を広く導入すべきである。
- 地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイルズ指数（全国平均ベース）が是正されつつあるものの、依然としてその水準は高く、適正水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- 地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV 震災復興

V その他

- 納税環境の整備
- 租税教育の充実

【税目別の具体的な課題】

I 法人税関係

- 役員給与の損金算入の拡充
- 交際費課税の適用期限延長

II 所得税関係

1 所得税のあり方

- 基幹税としての財源調達機能の回復
- 各種控除制度の見直し
- 個人住民税の均等割
- 少子化対策

III 相続税・贈与税関係

- 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。
- 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。
 - 贈与税の基礎控除を引き上げる。
 - 相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

IV 地方税関係

- 固定資産税の抜本的見直し
- 事業所税の廃止
- 超過課税
- 法定外目的税

V その他

- 配当に対する二重課税の見直し
- 電子申告

平成28年度税制改正スローガン

- ・厳しい財政状況を踏まえ、
国・地方とも行財政改革の徹底を！
- ・中小企業の力強い成長なくして、
真の経済再生なし！
- ・法人の実行税率を早期に20%台に引下げ、
軽減税率も15%本則化の実現を！
- ・中小企業の円滑な事業承継のために、
欧州並みの本格的な税制の創設を！

大会宣言

われわれ法人会は、半世紀を越える歴史を通じ、「健全な納税者の団体」として、税に関する活動を中心に広く社会への貢献活動を展開してきた。

その歴史と実績を踏まえ、新公益法人等への移行を契機に「税のオピニオンリーダーたる経営者団体」として、引き続き、租税教育など税の啓発活動を中心とした公益的な活動をさらに積極的に展開し、広く社会に貢献していくことをここに誓うものである。

わが国は、今、企業収益が総じて改善傾向にあり、設備投資も増加基調に転じ始めるなど「アベノミクス」が一定の効果をおよぼし、緩やかな回復基調を続けている。

しかしながら、米国の金融政策や中国経済など外部環境が不確実性を増しており、新たな成長戦略のもとで、できるだけ早期に国民の実質所得、個人消費、設備投資の好環境という持続的な成長サイクルを構築することが求められている。

加えて、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立も国家的課題となっている。これらの課題に対応するに当たっては、その前提として、行政改革の徹底が行われるべきである。

こうした中、アベノミクスによる効果は、地域経済と雇用の担い手である中小企業に、まだ十分に浸透していない。

日本経済の再生のためには、それぞれの地域を支える中小企業の力強い成長が不可欠であり、われわれ法人会は、「法人実効税率20%台の早期実現」、「事業承継税制の拡充」等を中心とする「平成28年度税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の高揚に努めてきた法人会は、ここ徳島の地で全国の会員企業の総意として、以上宣言する。



法人会会議室において21名の理事・監事が出席し開催した。当日は、7月の人事異動で着任された本田鶴見税務署長他署幹部方々が出席され、ご紹介がおこなわれた。議事は、会議室内装の件の審議がおこなわれ、承認された。続いて、承認事項がおこなわれ、入会申込報告について承認をおこなった。報告事項については、各委員会、部会、支部の事業報告と予定を各委員長、部会長、支部長より報告された。



長谷川会長



鶴見税務署長 本田一喜 様



名刺交換

事業 Report

鶴見中央支部研修懇談会 8月25日(火) 鶴見中央支部

ナイス㈱の協力を得て、総勢27名でナイス㈱駐車場にて、起震車の体験をした。

東日本大震災および中越地震と同波形の揺れを体感した後、制振装置を付けた建物の場合とを比較体感し、次に健康と環境を考えた次世代住宅のパピリオンを見学しこれからの住まいを体感した。

その後、場所をベストウエスタン横浜に移し懇親会を行い、地震体験や次世代住宅についての体験を振り返りながら会員同士の親睦を図った。



マイナンバー制度研修会 8月26日(水)、9月2日(水)、 9月17日(木) 総務財政委員会

10月から個人番号・法人番号が通知され、平成28年1月からスタートする「マイナンバー制度」研修会を二部構成(第一部:鶴見税務署担当官、第二部:社会保険労務士/内藤労務管理事務所)で法人会会議室にて、計3回延べ148名が参加して開催した。



8月スポーツ例会
8月27日(木)
青年部会

スポーツを通じて部会員の親睦を図る事を目的としおこなった。ボウリングの内容としては、青年部会の対抗戦(各上位5名によるアベレージ)とした。また、青年部においては個人戦をおこない、懇親会にて表彰式をおこなった。

ボウリングの開催場所は、川崎グランドボウルで11レーンを貸切でおこなった。

来賓の方々との対抗戦の勝敗は、3年連続で青年部会が勝利を収め、個人戦優勝は、森松長治部会員でした。ボウリング場でご来賓の方を見送った後、青年部会員は中華料理”天龍”にて表彰式および懇親会をおこない無事閉会した。



福利厚生制度推進連絡協議会
9月3日(木)
厚生委員会

ベストウェスタン横浜にて、平成27年度福利厚生制度推進連絡協議会を48名が参加し開催した。

福利厚生制度受託保険会社の大同生命保険(株)・AIU保険会社・アメリカンファミリー生命保険会社の3社より当法人会の同制度加入状況報告と今後の推進施策についての説明があった。



源泉所得税研修会(第3講)
9月10日(木)
源泉部会

鶴見税務署法人課税第一部門上席国税調査官近田豊宏様を講師にお迎えして、受講者24名が参加して、「源泉所得税の実務(中級)」についての研修会をおこなった。



平成27年度 会員増強研修会
9月15日(火)
組織委員会

平成27年度会員増強運動決起大会を崎陽軒本店にて76名が参加して開催した。

今年のスローガンは「さあ、今こそ一歩踏み出す法人会」とし、会員2,000社復活を目標として、役員支部幹事一丸となり会員増強運動を展開する。

決起大会は、相村組織委員長より当法人会の現況報告で始まり、小宮支部長会代表より「会員勤奨実施要領」の説明、会員メリットとして大同生命保険(株)担当者より会員勤奨実施例報告がおこなわれた。



女性部会連絡協議会
9月15日(火)
新横浜国際ホテル

一般社団法人 神奈川県法人会連合会「女性部会連絡協議会」が、新横浜国際ホテルにて開催され、223名の参加者の内、本会女性部会から10名参加した。

特別講演は、気象予報士 南 利幸氏による、『知っているようで知らない天気予報の中身～気象予報士から見た温暖化について～』の講演がおこなわれた。

懇親会では、榎本部会長が司会を担当した。



9月講師例会
9月28日(月)
青年部会

- 青年部会の具体的な事業活動について、森松部会長が写真入りで説明をおこなった。
- 鶴見法人会の活動内容を紹介するムービー(約8分)を会場内で上映した。
- 白井健三選手がオリンピックを視野に入れるようになるまでの成長の軌跡を交えながら、選手育成、子育てについて貴重なエッセンス盛りだくさんの内容だった。
- 参加者は、青年部OBや特別部会員の方々、青年部のゲストや知人、鶴見区各町会の掲示板で講演を知った地域の方、鶴見区の中学高校生、地域の野球チーム、体操クラブ、スポーツ関係者の方など。
- 90分の講演の後、白井先生の著書、白井健三選手のサイン色紙を会場のみなさんに抽選でプレゼントした。
- 白井先生の体操クラブ生徒さんから、サプライズの花束プレゼントがあった。
- 講演時間は、予定を5分ほどオーバーしたが、盛況のうちに無事終了した。



平成27年度 税制問題研究会
9月28日(月)
税制委員会

箱根湯本「富士屋ホテル」にて開催され、当会から長谷川会長他5名が参加し、平成28年度税制改正要望事項の説明と、全法連税制税務委員会の審議状況報告がおこなわれた。つづいて、今後の税制改正要望提言に活かせるよう、東京新聞・中日新聞論説副主幹長谷川幸洋氏を講師にお迎えし「激動する世界～日本の針路を考える～」と題しての講演を聴講した。



鶴見東支部バス研修会
10月3日(土)

会員9名が参加し、山梨県大月、勝沼へのバス研修会を実施し、当日は天候にも恵まれ酒蔵見学、ぶどう狩りを楽しみ秋の一日を満喫した。



バス研修会
10月4日(日)
豊岡佃野支部

天候にも恵まれ好天のなか、群馬県ある群馬サファリパーク・富岡製糸場のバス研修会を会員21名が参加して実施した。



税務研修会・税金クイズ
10月6日(火)
女性部会

法人会会議室に於いて、税務研修会をおこなった。

第一部は7月着任された本田税務署長の講話「ことばとのあい」と題し、人生の節目で出会った様々なことばに救われた体験談をお話いただいた。

第二部は昨年に引き続き署幹部の協力をいただき「税金クイズ」をおこない短時間でしたが、大変盛り上がり女性部会員の親睦も図れた。



6ブロック支部合同研修会
(マイナンバー制度研修会)
10月6日(火)、10月7日(水)
6ブロック支部合同

10月から個人番号・法人番号が通知され、平成28年1月からスタートする「マイナンバー制度」研修会を二部構成(第一部:鶴見税務署担当官、第二部:社会保険労務士/内藤労務管理事務所)で法人会会議室にて、計2回延べ77名が参加して開催した。



《相続税説明会及び 税理士による無料相談のご案内》

鶴見税務署
東京地方税理士会鶴見支部

相続税の説明会及び税理士による無料相談を下記のとおり行います。

記

1 日 時 (1) 平成27年11月20日(金) 午後1時30分～午後3時30分
(2) 平成27年12月18日(金) 午後1時30分～午後3時30分
(※途中休憩を予定しています。)

2 会 場 『鶴見中央コミュニティハウス』
鶴見区鶴見中央1-31-2 シークレイン2階
※いずれも同じ会場で行います。

3 その他 申込み等お問合せの方は下記までご連絡ください。
鶴見税務署 資産課税部門
(045) 521-7141 内線271
*自動音声案内に従って「2」を選択してください。



～事前申込制～(但し、個別無料相談は定員20名)

相続税とは？

相続税は、被相続人(亡くなられた人)から相続などによって財産を取得した場合に、その取得した財産に課される税金になります。



相続税の申告が必要な人は？

相続が発生した場合に、遺産が相続税の基礎控除を超えるときは、被相続人の亡くなった日の翌日から10カ月以内に申告及び納税が必要になります。

※ この説明会は、申告が必要かどうかを判定するための「相続税の申告要否検討表」の説明及び税理士による無料相談になります。

「相続税ってどんなもの？」「私は申告が必要なの？」などの疑問をお持ちの方は、ぜひご参加ください。

★★★東京地方税理士会鶴見支部からのお知らせ★★★

「にせ税理士」には十分ご注意ください！！

税理士等でないものが、税理士業務(確定申告書の作成、調査等の立ち会い及び具体的な税務相談等)を行うことは、たとえ無報酬であっても、禁止されています。(税理士法第52条)

※ 税理士等とは、税理士、税理士法人、通知弁護士及び通知弁護士法人をいいます。



法定調書提出義務者・源泉徴収義務者となる事業者のための 社会保障・税番号制度の概要

1 社会保障・税番号制度の概要

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されます。

平成 27 年 10 月から個人番号及び法人番号が通知され、平成 28 年 1 月から順次利用が開始されます。申告書や法定調書などを税務署に提出する方は、これらの税務関係書類に個人番号や法人番号を記載することが必要となります。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

2 個人番号及び法人番号について

個人番号は、12 桁の番号で、住民票を有する国民全員に 1 人 1 つ指定され、市区町村から通知されます。また、住民票を有する中长期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に指定・通知されます。

法人番号は、13 桁の番号で、設立登記法人などの法人等※に 1 法人 1 つ指定され、国税庁から通知されます。法人の支店・事業所等や個人事業者の方には指定されません。

※ 設立登記法人（株式会社、有限会社、協同組合、医療法人、一般社団（財団）法人、公益社団（財団）法人、宗教法人、特定非営利活動法人等）のほか、国の機関、地方公共団体、その他の法人や団体などに指定されます（詳細は国税庁ホームページをご覧ください）。

3 事業者が個人番号の提供を受ける場合の本人確認について

法定調書の提出義務者や源泉徴収義務者が、従業員や報酬などの支払を受ける方から個人番号の提供を受ける場合には、本人確認として、個人番号の確認と身元（実存）確認を行うことが必要となります。

※ 国税分野における本人確認措置については、国税庁ホームページをご覧ください。

本人確認を行う場合に使用する書類の例

- 1 個人番号カード（番号確認と身元（実存）確認）
 - 2 通知カード（番号確認）+ 運転免許証、健康保険の被保険者証など（身元（実存）確認）※
- ※ 事業者の方が、写真表示のない身分証明書等により身元（実存）確認を行う場合には、2 種類必要です。

- 個人番号カードとは、本人が市区町村に交付を申請し、通知カードと引換えに交付を受けるカードです。個人番号カードには、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等が記載され、本人の写真が表示されます。
- 通知カードとは、個人番号を通知するために、市区町村から送付されるカードで、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号が記載されます。



4 税務関係書類を税務署に提出する場合の本人確認について

個人の方が税務関係書類を提出する場合には、税務署で本人確認を行うため、個人番号カード等の本人確認書類の提示又は写しを添付していただく必要があります（郵送により提出する場合は、個人番号カード等の写しを添付していただく必要があります）。

この内容は、平成 27 年 3 月末現在の法令に基づいて作成しています。

国税局・税務署

税務関係書類への番号記載時期

内容 税目	記載対象	一般的な場合	H28 年中に提出される主な場合
所得税	平成 28 年 1 月 1 日の属する年分以降の申告書から	平成 28 年分の場合 ⇒ 平成 29 年 2 月 16 日から 3 月 15 日まで	○ 年途中で出国 ⇒ 出国の時まで ○ 年途中で死亡 ⇒ 相続開始があったことを知った日の翌日から 4 月を経過した日の前日まで
贈与税	平成 28 年 1 月 1 日の属する年分以降の申告書から	平成 28 年分の場合 ⇒ 平成 29 年 2 月 1 日から 3 月 15 日まで	○ 年途中で死亡 ⇒ 相続の開始があったことを知った日の翌日から 10 月以内
法人税	平成 28 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度に係る申告書から	平成 28 年 12 月末決算の場合 ⇒ 平成 29 年 2 月 28 日まで (延長法人は平成 29 年 3 月 31 日まで)	○ 中間申告書 ⇒ 事業年度開始の日以後 6 月を経過した日から 2 月以内 ○ 新設法人・決算期変更法人 ⇒ 決算の日から 2 月以内
消費税	平成 28 年 1 月 1 日以降に開始する課税期間に係る申告書から	<個人> 平成 28 年分の場合 ⇒ 平成 29 年 1 月 1 日から 3 月 31 日まで <法人> 平成 28 年 12 月末決算の場合 ⇒ 平成 29 年 2 月 28 日まで	○ 個人事業者が年の途中で死亡 ⇒ 相続開始があったことを知った日の翌日から 4 月を経過した日の前日まで ○ 中間申告書 ○ 課税期間の特例適用
相続税	平成 28 年 1 月 1 日以降の相続又は遺贈に係る申告書から	平成 28 年 1 月 1 日に相続があったことを知った場合 ⇒ 平成 28 年 11 月 1 日まで	○ 住所及び居所を有しないこととなる ⇒ 住所及び居所を有しないこととなる日まで
酒税・ 間接諸税	平成 28 年 1 月 1 日以降に開始する課税期間（1 月分）に係る申告書から	平成 28 年 1 月分の場合 ⇒ 平成 28 年 2 月 1 日から 2 月 29 日まで	○ 平成 28 年中から提出
法定調書	平成 28 年 1 月 1 日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から（注）	（例）平成 28 年分給与所得の源泉徴収票、平成 28 年分特定口座年間取引報告書 ⇒ 平成 29 年 1 月 31 日まで （注）平成 28 年 1 月 1 日前に締結された「 税法上告知したものとみなされる取引 」に基づき、同日以後に金銭等の支払等が行われるものに係る「番号」の告知及び本人確認については、同日から 3 年を経過した日以後の最初の金銭等の支払等の時までの間に行うことができる。	（例） ○ 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書は、支払の確定した日から 1 月以内 ○ 退職所得の源泉徴収票は、退職の日以後 1 月以内
申請書・ 届出書	平成 28 年 1 月 1 日以降に提出すべき申請書等から	各税法に規定する、提出すべき期限	○ 平成 28 年中から提出

- 税務関係書類については、様式が確定する前においても、「[事前の情報提供分](#)」ページで事前に情報提供を行うこととしています。情報提供時期については、[番号制度に係る税務関係書類の情報提供スケジュール](#)をご参照ください。

税務無料相談 隔月（奇数月）第3水曜日

■ 相談日 11月18日(水)、平成28年1月20日(水)

■ 時間 午後1時 ■ 場所 税理士会事務局(青色申告会館)

☆税務相談される方は 事前に事務局(電話521-2531)までご連絡ください。
なお、税理士の斡旋、無担保・無保証人・低利の公的融資の斡旋は随時行っておりますので、ご利用ください。

「第10回・トレジャーハンティングinつるみ」の話

「トレジャー!!」、恒例となった掛け声に合わせて、今年も青年部会主催のイベント「トレジャーハンティングin つるみ」が開催される。鶴見区の小学生を対象にした、鶴見という地元の素晴らしさを再認識してもらいながら、税の啓発を目標としたイベントだ。

鶴見法人会青年部が中心となった有意義で面白い企画を…の声から始まったこのイベントも、今年で第10回目を迎える大きな事業に成長した。

「第10回・トレジャーハンティングinつるみ」は、町真治実行委員長を中心に、「本部」、「コース」及び、舞台やストーリーなどを考える「企画」といった部署に各部会員が配属され動き出している。女性部会、鶴見法人会本体の多大な協力も得て、各委員会の区別なく青年部会が一丸となって作り上げていく。

実行委員はタイムテーブルを作ったり、区役所や消防署などの機関へ後援のお願いに歩いたり、子どもたちに配られるお土産用の協賛品や、当日、お手伝い頂く一般のボランティアを集めたりもする。どんなチェックポイント(子ども達のイベント進行中の中継点)にするのかを、メールや電話、度重なる会議等で幾度と無い話し合いの中で形にしていく。仕事でもこんな労力は使わないのではないかと思う程に時間を費やす。約600名規模のイベントを作るという事はこんなにも大変なものなのかと思ひ知らされ、時には励まし合い、時にはへこたれ、予期せぬアクシデントを乗り越えながらも段々とイベントのストーリーを形にして行く。

コースや企画の内容も決まり、参加者も抽選で選ばれ(残念な事ではあるが、人気の企画の為に参加は抽選なのだ!)、子どもたちの笑顔という大きな宝物を手にする為に、約半年間という短い時間(準備を進めていくと、幾ら時

間があっても足りないのだ!)の中で、皆の想いの詰まった、手作りの、情熱いっぱい「トレジャーハンティングin つるみ」が出来上がっていく。

今年も第10回目という節目の年である。過去の「トレジャーハンティングin つるみ」の事業内容をもう一度吟味し、ただ楽しいだけのイベントに終始するのではなく、「子ども達への税の啓発」という本来の「トレジャーハンティングin つるみ」の事業目的に沿った学びのある内容にしようと、東部総合職業技術校をコースのメイン会場に設定し、子ども達にはクイズやゲーム、また、税金や消防の事や福祉介護に関わる様々な体験をもってもらおうつもりだ。

この記事が掲載される頃には、「トレジャーハンティングin つるみ」は無事終了している事であろう。子どもたちが思い出以上の何かを手に入れ笑顔で帰る姿を見ながら、私達もそれに勝る何かを手に入れて笑顔がこぼれているであろう事を願って止まない。(ヒロコ)



租税教室

税に関する絵はがきコンクール

女性部会は「トレジャーハンティングinつるみ」(以下トレハン)の中で、租税教室として、毎年「税に関する絵はがきコンクール」を実施しています。当コンクールはトレハンに参加した小学生を対象に、「税の大切さ」や「税の果たす役割」について学んでもらい、その知識や感想を絵はがきにすることで、税に対する理解をより深めてもらうことを目的としています。今年で第6回目となり、署長をはじめとする鶴見税務署幹部の方々、鶴見法人会会長、女性部会役員が厳正な審査をして、「鶴見税務署長賞」など入賞作品を選びます。そしてトレハン当日に閉会セレモニー会場にて表彰式を行います。

また、鶴見税務署長賞の作品は、神奈川県法人会連合会(女性部会)に提出し、県代表を選び、公益財団法人全国法人会総連合女性部会連絡協議会が実施するコンクールに出品、毎年4月におこなわれる全国女性フォーラムにて展示されます。



絵はがきコンクール選考会
今年もこんなにたくさんの応募作品がありました。鶴見税務署長、鶴見法人会会長、女性部会役員

(公財)全国法人会総連合の
絵はがきコンクールの代表作品

新入会員紹介

平成27年8月～平成27年9月

支部名	法人名	正会員・賛助会員	代表者氏名	住所	電話	業種	紹介者
市場	築地 きた村	賛助会員	北村 隆明	市場東中町11-3	511-5940	飲食店	(株)相村工務店
豊岡佃野	(株)仲山不動産	正会員	仲山 慎二	豊岡町20-9	571-0555	不動産	(有)小林不動産
末吉	(株)月館工業	正会員	月館 俊輝	下末吉5-26-11	580-0086	鉄筋工	AIU損害保険(株)

女性部会からのお知らせ 税を考える週間 チャリティーバザー

税を考える週間行事の一環として、
11月25日(水)10:00～
鶴見区民文化祭会場(鶴見区役所前)
にてチャリティーバザーを開催いたします。



新春講演会のお知らせ

株式会社 経世論研究所所長の三橋貴明氏をお招きして
新春講演会を下記により開催致します。
法人会員以外方でも聴講出来ますので皆様お誘い合わせのうえ
奮ってご参加くださいますようお願い申し上げます。

- 開催日 平成28年2月9日(火)
- 受付 午後6時 開演:午後6時30分
- 場所 サルビアホール(JR鶴見駅東口)
- 演題 「日本を救う 経済政策・企業の成長戦略はこれだ!」
- 講師 株式会社 経世論研究所 所長 三橋 貴明 氏
- 入場料 無料

※参加ご希望の方は、同封チラシにてお申込ください。



常総市鬼怒川水害義援金について

標記の件につきましては、9月15日(火)開催の会員増強研修会の席上にて、会員の皆様方より頂きました募金71,062円は、9月18日(金)常総市に義援金として寄付を致しました。
会員の皆様方のご協力ありがとうございました。

税を考える週間行事予定

街頭広報

日時 平成27年11月11日(水)
10:00～
場所 JR鶴見駅周辺
主催 (公社)鶴見法人会
青色申告会
鶴見区納税貯蓄組合連合会
★各種パンフレット等

納税表彰式

日時 平成27年11月13日(金)
受付14:50 開式15:20
場所 キリンビール(株)横浜工場
レセプションホール
主催 鶴見税務署

税の無料相談

日時 平成27年11月11日(水)
10:00～15:00
場所 鶴見区役所
主催 東京地方税理士会 鶴見支部

チャリティーバザー

日時 平成27年11月25日(水)
10:00～
場所 鶴見区民文化祭会場
(鶴見区役所前広場)
主催 (公社)鶴見法人会 女性部会

ほうじん劇場

日時 平成27年11月11日(水)
開演17:50～
場所 鶴見公会堂
演目 漫才、落語他
主催 (公社)鶴見法人会

会員増強 キャンペーン

法人会
一歩踏み出す
さあ、今こそ

9月から12月までは、会員増強運動実施期間です。
お知り合いの方、ご近所の方に、声をおかけください。

(公社)鶴見法人会事務局 電話521-2531